

表3-73 整備基数の推移

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
国										
市町村数	43	42	41	40	40	39	40	40	39	39
庫										
整備基数	7,478	6,912	6,380	5,879	5,386	5,467	5,517	5,113	4,876	4,224
県										
市町村数	43	42	41	40	40	39	40	40	39	39
費										
整備基数	7,405	6,905	6,361	5,865	5,379	5,467	5,511	5,113	4,870	4,222

(5) 土壌汚染対策

改正土壌汚染対策法に基づき、有害物質使用特定施設の廃止に伴う跡地利用の確認や3,000㎡以上の土地の形質変更の届出の審査及び土壌汚染状況調査の命令・報告に係る審査・調査等を実施するとともに、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を適正に講じるよう指導しています。

また、良好な土壌環境を保全するため、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正管理及び肥料・農薬の適正使用を促進するとともに、必要な場合は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく措置を講じます。

3 鹿児島湾ブルー計画の推進

公共用水域とりわけ閉鎖性水域の水質保全を図るため、法令に基づく諸対策はもとより、法令が適用されない小規模の汚濁発生源や生活排水等を含めた総合的な対策を講ずるための水質環境管理計画を策定し、その推進に努めています。

鹿児島湾については、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念とした「鹿児島湾水質環境管理計画(鹿児島湾ブルー計画)」に基づき、関係機関と連携して各種環境保全対策を進めています。

(1) 鹿児島湾の水質の状況

鹿児島湾の良好な水質を保全するために、COD・窒素・りんについて水質保全目標を設定しています。

湾奥部、湾中央部を代表する基準点3及び基準点13の調査地点の水質の状況は次のとおりです。

(図3-19, 図3-20, 図3-21, 図3-22)

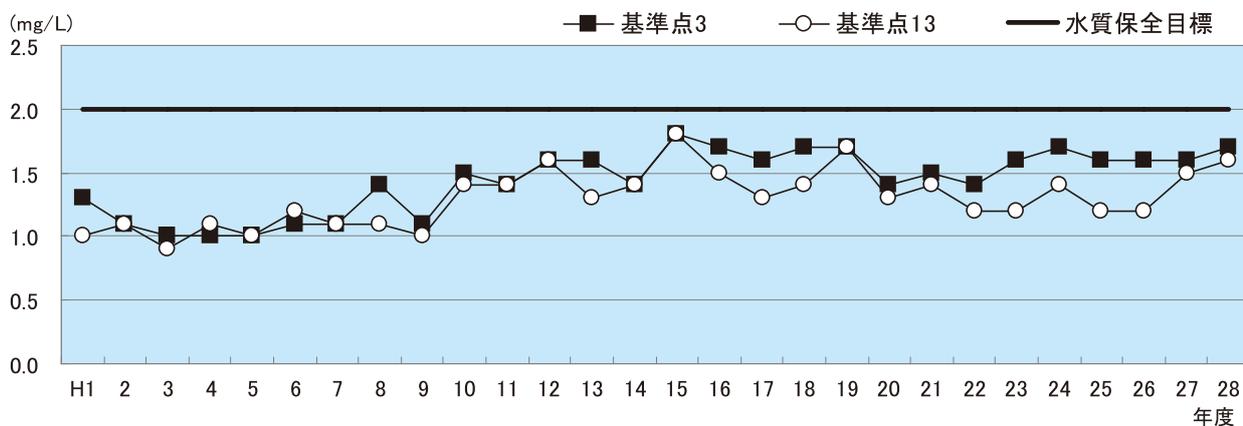
図3-19 鹿児島湾の基準点



① COD

湾奥部，湾央部とも水質保全目標値(2mg/L)以下であり，横ばいで推移しています。

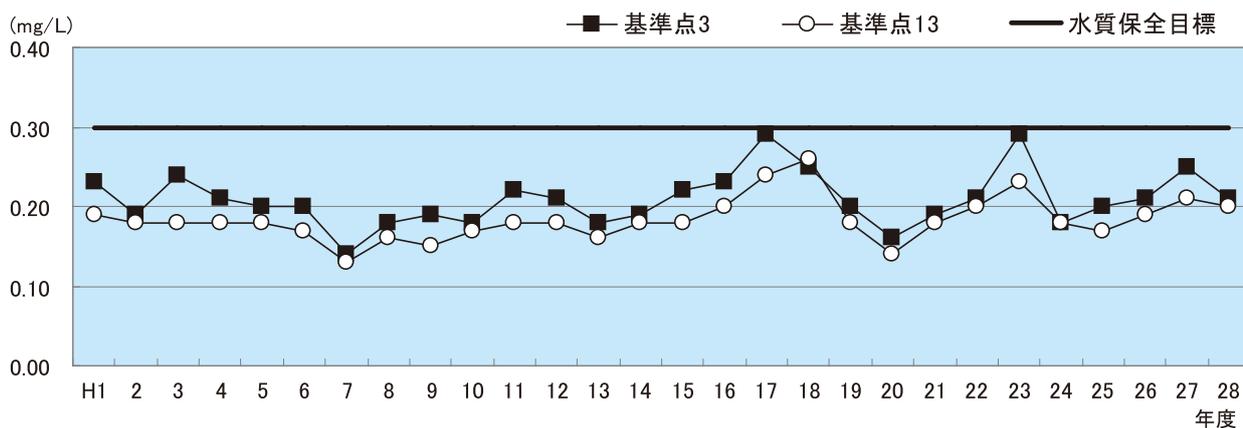
図3-20 COD(75%値)の推移



② 窒素

湾奥部，湾央部とも水質保全目標値(0.3mg/L)以下であり，横ばいで推移しています。

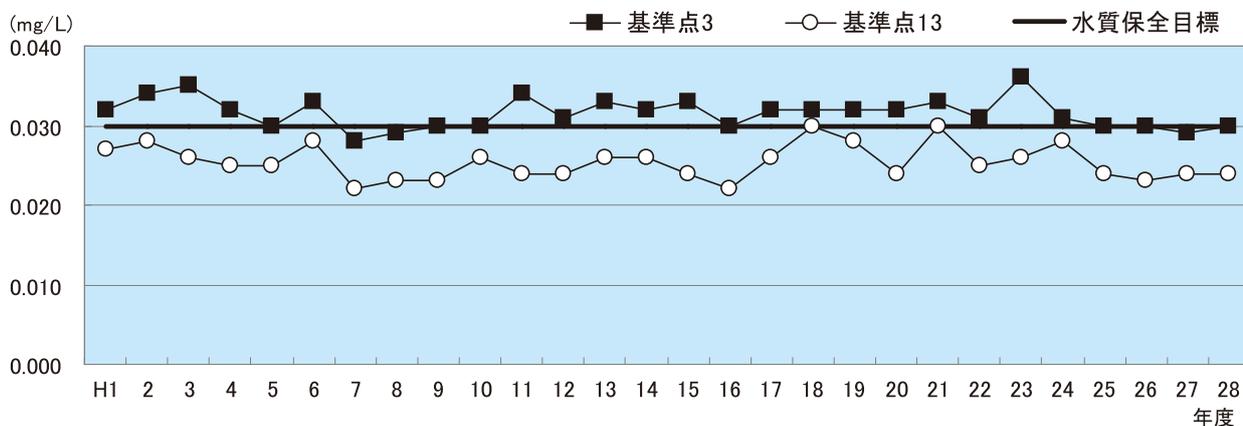
図3-21 窒素濃度(年平均値)の推移



③ りん

湾央部は，水質保全目標値(0.03mg/L)以下を横ばいで推移していますが，湾奥部は水質保全目標値前後で推移しています。

図3-22 りん濃度(年平均値)の推移



(2) 鹿児島湾ブルー計画の概要

① 趣旨

本計画は、これまで推進してきた第1期～第3期計画を発展的に継承するものですが「かごしま将来ビジョン」で掲げている「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を目指すという目標も念頭において「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に、湾域の自然的・社会的特性に配慮した適正な環境利用が図られ、鹿児島湾の水環境が将来にわたって良好に保たれることを目標としています。

本計画では引き続きCOD、窒素及びりんの水質保全目標を達成するため、富栄養化の未然防止を図るとともに、水辺環境の保全管理目標に沿うよう、流域を含めたきめ細かな環境保全対策を講じて、湾域の水環境管理を更に推進しようとするものです。

② 性格

この計画は、鹿児島湾の水質汚濁の未然防止を中心とした、良好な水質環境の保全及びそれと一体となった水辺環境の保全管理、住民参加による水環境保全活動など総合的かつ長期的な展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画です。

また、将来にわたって確保されるべき鹿児島湾の環境保全目標を定め、それを維持達成するための総合的な方策を示したものであり、各種の環境利用行為等を適切に誘導するためのガイドラインです。

③ 計画の位置付け

本計画は、「かごしま将来ビジョン」や「鹿児島県環境基本計画」の実現に向けて、鹿児島湾の水環境保全に向けた具体的な施策を示したものであり、関連する各計画と連携をとりながら総合的な環境保全対策の推進を図り、将来にわたって良好な水環境を保っていくためのものです。

④ 対象地域

本計画の対象地域は、指宿市開聞町開聞崎と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸域に囲まれた海域及びその集水域内にある6市2町とし、計画を円滑に進めるために自然的・社会的条件を考慮して対象地域を6ゾーンに区分しています。

⑤ 環境保全目標

鹿児島湾の水質の保全及びそれと一体となった水辺環境の良好な保全管理を図るため、次の目標を定めています。

ア 水質保全目標

この計画の水質保全目標は、水質汚濁に係る環境基準を目標としますが、特に水質汚濁の代表的な指標であるCOD、富栄養化*に密接な関わりがある窒素及びりんについて目標を定めています。(表3-74)

表3-74 水質保全目標

項目	水質保全目標
COD	2 mg/L以下
窒素	0.3 mg/L以下
りん	0.03 mg/L以下

※ 閉鎖的な水域など停滞しやすい水域に、窒素やりんなどの栄養塩類が流入してその濃度が増加することをいいます。富栄養化が進行するとプランクトンなどが増え、水質の悪化や悪臭、水産資源や利水への悪影響を引き起こします。赤潮発生の要因とされています。

表3-76 CODの負荷総量と人為汚濁負荷量 (t/日)

ゾーン	負荷総量	S50年度	S55年度	S59年度	H元年度	H4年度	H9年度	H14年度	H24年度
I	3.2	1.6	1.9	1.8	2.3	2.4	2.0	1.9	1.8
II	1.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2
III	4.9	10.7	7.1	6.4	5.7	5.5	5.0	3.5	3.8
IV	4.0	3.6	4.8	5.6	5.9	7.5	5.8	6.6	5.6
V	1.7	1.9	2.4	2.8	4.5	3.8	3.9	3.9	3.2
VI	1.1	0.2	0.5	0.7	1.2	1.4	1.9	2.0	1.8
合計	16.1	18.3	17.0	17.6	19.9	20.9	18.9	17.3	16.4
超過分	—	2.2	0.9	1.5	3.8	4.8	2.8	1.2	0.3

※ 〇〇は、負荷総量超過を示す。

⑦ 排出汚濁負荷量の推移及び発生源別割合

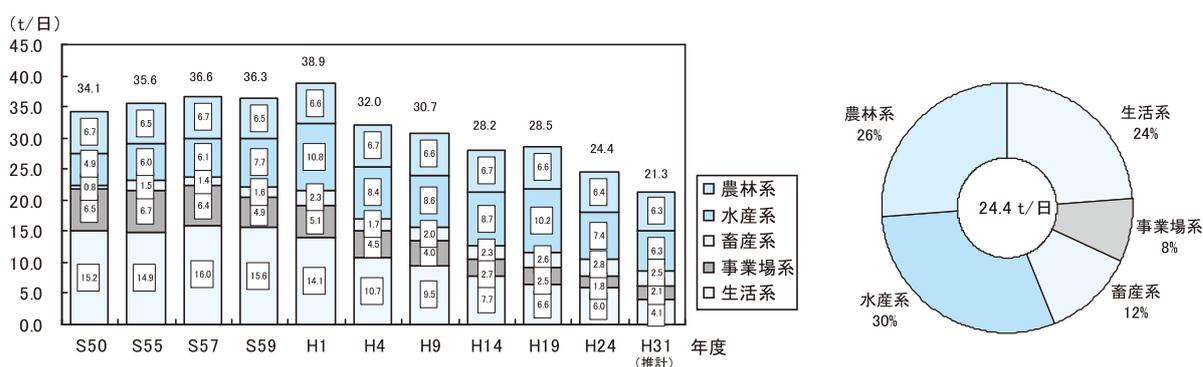
ア COD

平成24年度の排出汚濁負荷量の合計は24.4 t/日であり、発生源別では水産系7.4 t/日 (30%)，農林系6.4 t/日 (26%)，生活系6.0 t/日 (24%)，畜産系2.8 t/日 (12%)，事業場系1.8 t/日 (8%) の順となっています。

CODの排出汚濁負荷量は、昭和50年度から平成元年度までは増加傾向にありましたが、以降減少傾向にあります。発生源別では、畜産系は昭和50年度以降増加傾向で推移しており、生活系、事業場系は昭和57年度をピークに、水産系については平成元年度をピークに減少傾向で推移しています。農林系は当初からほぼ横ばいで推移しています。

本計画を推進した場合の平成31年度の排出汚濁負荷量は21.3 t/日であり、平成24年度と比較すると3.1 t/日 (12.7%) の減少と推計されています。(図3-24)

図3-24 CODの排出汚濁負荷量の推移及び発生源別汚濁負荷量の割合 (平成24年度)



イ 窒素

平成24年度の排出汚濁負荷量の合計は21.7t/日であり、発生源別では水産系が11.0 t/日 (51%)，生活系4.0t/日 (18%)，畜産系2.6t/日 (12%)，農林系2.4t/日 (11%)，事業場系1.7t/日 (8%) の順となっています。

窒素の排出汚濁負荷量は、昭和59年度以降緩やかな増加傾向にあります。発生源別では、水産系は増加傾向で、生活系は平成9年度をピークに減少傾向で、事業場系、畜産系、農林系は多少の変動はあるものの概ね横ばいで推移しています。